

## 特定空家等の認定について

平成26年11月27日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）においては、空家等の所有者又は管理者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、法第4条において、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域の実情に応じた空家等対策の実施主体として位置づけられています。

石岡市においても、法6条に基づき石岡市空家等対策計画を平成29年度に策定し、空家等対策を推進しているところです。今回、地域住民の安全や、周辺的生活環境に大きな影響を及ぼしていると思われる空家等について、特定空家等認定の判定を行うものとなります。

### 1. 特定空家等の定義について

特定空家等の法律上の定義については、以下の4点の状態と認められる空家等となります。（法第2条第2項より）

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

尚、判断基準については一律ではなく、個々の状況に応じて市町村が総合的に判断すべきものとしめされています。

### 2. 特定空家等の候補について

今回、特定空家等の認定を検討している空家等は4件となります。

### 3. 認定のフローについて

空家等対策検討委員会、空家等対策協議会で協議された特定空家等候補については、最終的に市長により認定がなされます。